

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び
「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
に関する Q & A の更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関する Q & A を追加等しました。

※ 更新箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

【事業者編】

1：個人番号の利用制限

Q 1-3-2 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等又は公表している場合、市区町村から電子的に送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。

A 1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等又は公表しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。

したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等又は公表している場合、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。（平成 29 年 3 月追加・平成 30 年 3 月更新）

（更新理由）

平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を書面により送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないことが示されたため、修正しました。

Q 1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。

A 1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第 15 条第 1 項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事

務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成 29 年 3 月追加・平成 30 年 3 月更新)

(更新理由)

平成 30 年度税制改正の大綱(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を書面により送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないことが示されたため、修正しました。

Q 1-13 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用する従業員の福利厚生の一環として財産形成住宅貯蓄や財産形成年金貯蓄、職場積立 N I S A に関する事務のために利用することはできますか。

A 1-13 個人番号の提供を受けた時点では、財産形成住宅貯蓄等に関する事務のために個人番号の提供を受けておりませんので、利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで当該事務に個人番号を利用することができます。(平成 30 年 3 月追加)

Q 1-14 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。

A 1-14 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。(平成 30 年 3 月追加)

4 : 個人番号の提供の要求

Q 4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできますか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできますか。

A 4-4 従業員等がまだ株主となっていない所属会社に入社した時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となるために持株会に入会申請した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。

また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。(平成 30 年 3 月更新)

(更新理由)

持株会に入会後に株主となる場合があることから、個人番号関係事務の発生が予想できると解される入会申請の時点に修正しました。

19：安全管理措置

Q19-1 国外送金等調書の作成・提出に係る事務処理については、外国為替業務に係るシステム処理の一環として行われていますが、その中で個人番号関係事務を限定区分し、個人番号を取り扱う従業者を限定する必要がありますか。

A19-1 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務を他の事務と区分し、個人番号関係事務実施者個人番号を取り扱う従業者を限定する必要はありません。事業者が適切に「事務の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等ができないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。

(平成30年3月更新)

(更新理由)

質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。